

Weekly Report

第308号
平成27年4月13日

鈴木恒夫税理士事務所
株式会社鈴木経営センター
TEL 029-275-4333
FAX 029-275-4500

e-mail kaikei@suzuki.email.ne.jp
<http://www.szk-accounting.jp/>

4月から摘要される主な税制(中小企業関連)

平成27年度税制改正を中心に、4月(又は1月)から適用される主な中小企業関連は、次の通りです。

◎法人税率引き下げ・・・法人率税を23.9%に引き下げ、27年4月以後開始事業年度から適用されます。なお、中小法人に対する軽減税率の特例(所得800万円以下の部分は15%)は、期限が2年延長されました。

◎研究開発税の見直し・・・総額型の控除限度額を法人税額の25%引下げ、限度超過額の繰越制度は廃止されます。一方、共同・委託研究などの特別試験研究費は、対象や控除率を拡充した上で、控除限度額が別枠化(法人税額の5%)されます。27年4月以後開始事業から適用されます。

◎特定資産の買換え特例(9号買換え)の見直し・・・長期保有(10年超え)の土地等を譲渡し、買換え資産を取得した場合の課税の特例について、買換え資産の対象から機械装置を除外するなど見直されます。27年1月以降の譲渡・取得から適用されます(譲渡、取得のいずれかが施行日前であれば旧法が適用)。

◎事業継承税制の拡充・・・税制猶予制度を適用して、先代経営者から非上場株を贈与された2代目が、3代目に再贈与した場合、先代が存命中でも2代目の猶予税額が免除されるようになります。

◎外国人旅行者向け消費税免税制度の拡充・・・商店街に設置された「免税手続きカウンター」で、各店舗の手続きをまとめて行えます。また、免税要件の購入下限額(一般部品1万円、消耗品5千円)が「免税手続きカウンター」における合算額で判定されます。

◎簡易課税制度のみなし仕入率の見直し・・・金融・保険業は50%、不動産業は40%に引下げ、27年4月以後に開始する課税期間から適用されます。

消費税引き上げ時期に連動する年金改正

% (消費税率10%への引上げ時期は、当初27年10月に予定されていましたが、27年度税制改正により、29年4月に実施されることが決まりました。

これに伴い、年金機能強化法により消費税率引き上げと連動する形で27年10月から施行されることになっていた「年金受給資格期間の短縮」(年金を受け取るために必要な加入期間を「25年以上」から「10年以上」にする)も、29年4月からの施行に延期される予定です。

なお、国民年金保険料の後納制度(保険料を過去10年分までさかのぼって納付できる)は、27年9月までの時限措置として実施されていますが、厚労省は実施期限を延長する方針です。

子育て世帯等の臨時給付金は今年度も実施

昨年度実施された低所得の方や子育て世帯に対する臨時給付金は、今年も実施されます。

ただし、給付額の引下げ等が行われ、「臨時福祉給付金」は27年度分の住民税が課税されていない方一人につき6千円、「子育て世帯臨時特例給付金」は27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の対象児童一人につき3千円となります。

★振替納付をご利用の方、所得税は4月20日(月)、個人消費税は4月23日(木)が振替日です。念のため預貯金残高をお確かめ下さい。